

平成 24 年度

環境生活農林水産常任委員会

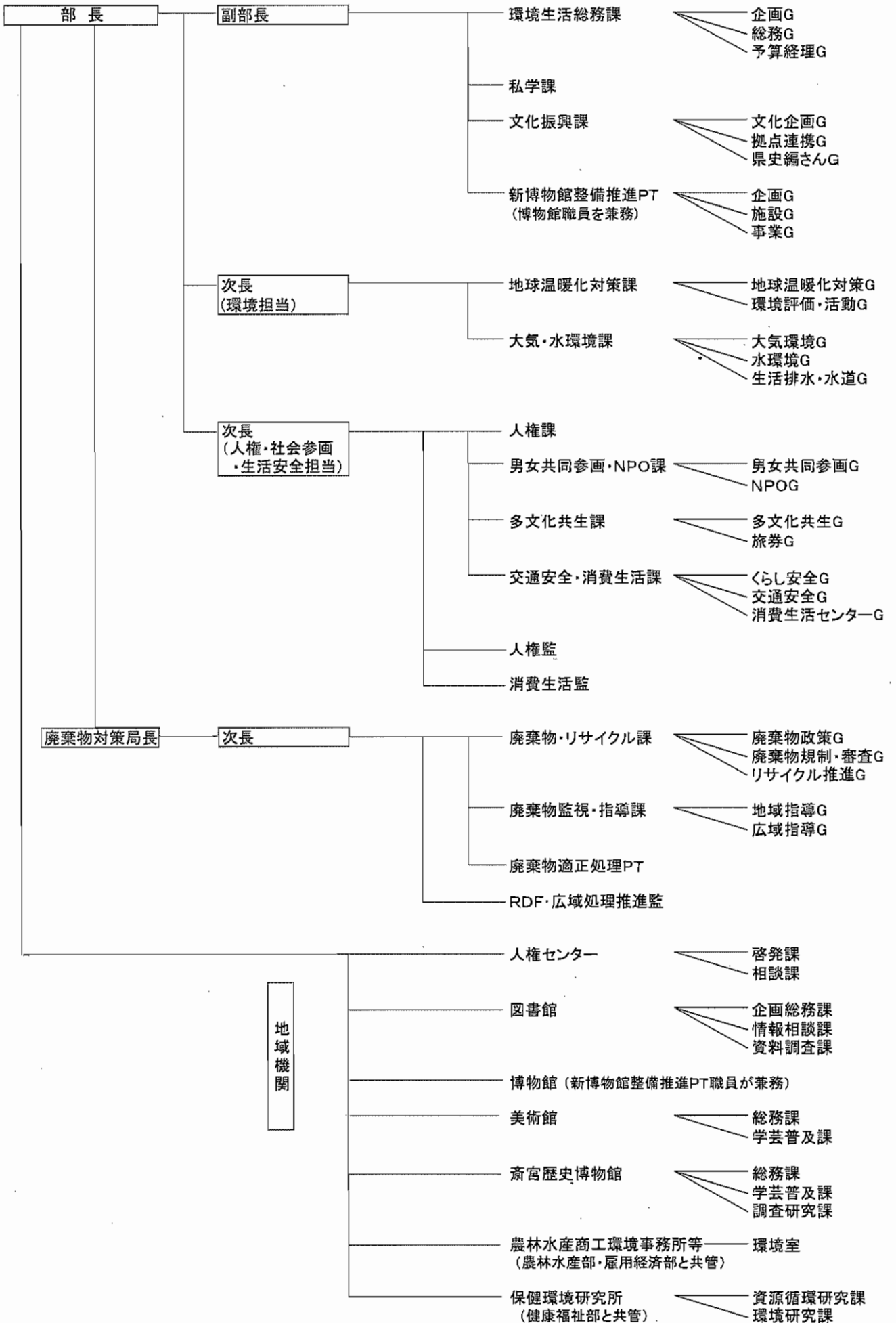
説明資料（所管事項説明）

I	平成 24 年度環境生活部の組織	1
II	平成 24 年度環境生活部当初予算	2
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	5
2	三重の文化・生涯学習振興について	9
3	新県立博物館の整備について	11
4	人権施策の総合的な推進について	14
5	男女共同参画社会の実現に向けた取組について	16
6	NPOの参画による地域社会づくりの推進について	19
7	多文化共生社会づくりの推進について	21
8	交通安全対策の推進について	23
9	安全で安心なまちづくりの推進について	25
10	消費生活の安全の確保について	28
11	地球温暖化対策について	31
12	大気・水環境の保全について	33
13	東日本大震災にかかる災害廃棄物の広域処理について	39
14	「ごみゼロ社会」の実現について	43
15	RDF焼却・発電事業について	49
16	廃棄物処理センター事業について	56
17	産業廃棄物の不適正処理事案等について	60

IV 事務事業概要（別冊）

平成 24 年 5 月 23 日
環境生活部

I 平成24年度 環境生活部の組織



II 平成24年度 環境生活部当初予算

■一般会計

(単位:千円)

施策 番号	施 策	H24年度当初予算額		H23年度6月補正後予算額		差引増減額		対 比	
		事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費	事業費	県 費
132	交通安全のまちづくり	114,175	51,679	211,826	68,026	▲ 97,651	▲ 16,347	▲ 46.1 %	▲ 24.0 %
133	消費生活の安全の確保	123,787	29,396	149,453	30,016	▲ 25,666	▲ 620	▲ 17.2 %	▲ 2.1 %
151	地球温暖化対策の推進	439,631	425,540	562,215	446,045	▲ 122,584	▲ 20,505	▲ 21.8 %	▲ 4.6 %
152	廃棄物総合対策の推進	1,274,507	207,363	1,371,290	255,840	▲ 96,783	▲ 48,477	▲ 7.1 %	▲ 18.9 %
154	大気・水環境の保全	689,003	604,737	921,456	704,221	▲ 232,453	▲ 99,484	▲ 25.2 %	▲ 14.1 %
211	人権が尊重される社会づくり	493,548	224,903	575,077	242,781	▲ 81,529	▲ 17,878	▲ 14.2 %	▲ 7.4 %
212	男女共同参画の社会づくり	29,616	21,390	97,554	27,174	▲ 67,938	▲ 5,784	▲ 69.6 %	▲ 21.3 %
213	多文化共生社会づくり	140,378	45,383	192,761	0	▲ 52,383	45,383	▲ 27.2 %	(皆増)
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	232,475	121,131	360,776	66,945	▲ 128,301	54,186	▲ 35.6 %	80.9 %
261	文化の振興	1,249,222	782,715	2,008,345	812,659	▲ 759,123	▲ 29,944	▲ 37.8 %	▲ 3.7 %
262	生涯学習の振興	5,754,453	477,277	2,438,485	509,071	3,315,968	▲ 31,794	136.0 %	▲ 6.2 %
当部主担当施策 計		10,540,795	2,991,514	8,889,238	3,162,778	1,651,557	▲ 171,264	18.6 %	▲ 5.4 %
131	犯罪に強いまちづくり	2,529	2,529	4,980	2,835	▲ 2,451	▲ 306	▲ 49.2 %	▲ 10.8 %
134	薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	544	▲ 1,576	497	▲ 1,553	47	▲ 23	9.5 %	1.5 %
153	自然環境の保全と活用	0	0	2,320	170	▲ 2,320	▲ 170	(皆減)	(皆減)
221	学力の向上	8,865,619	6,108,861	8,848,715	3,565,520	16,904	2,543,341	0.2 %	71.3 %
343	国際戦略の推進	83,796	0	83,840	0	▲ 44	0	▲ 0.1 %	—
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	2,179,233	1,997,636	2,201,497	2,021,714	▲ 22,264	▲ 24,078	▲ 1.0 %	▲ 1.2 %
他部主担当施策 計		11,131,721	8,107,450	11,141,849	5,588,686	▲ 10,128	2,518,764	▲ 0.1 %	45.1 %
	人件費等	2,806,529	2,669,715	2,944,861	2,796,964	▲ 138,332	▲ 127,249	▲ 4.7 %	▲ 4.5 %
合 計		24,479,045	13,768,679	22,975,948	11,548,428	1,503,097	2,220,251	6.5 %	19.2 %

※ 施策214の県費が前年度対比80.9%増、施策221の県費が前年度対比71.3%増となっているのは、それぞれ私立高等学校等振興補助金等、NPO活動支援推進事業費について、平成23年度6月補正予算計上時、財源として財政調整基金繰入金を充当しているため

政策体系一覧

みえ県民カビジョン・行動計画

※ 網掛け：環境生活部の所管施策

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 危機管理	111 防災・減災対策の推進
	112 治山・治水・海岸保全の推進
	113 食の安全・安心の確保
	114 感染症の予防と体制の整備
2 命を守る	121 医師確保と医療体制の整備
	122 がん対策の推進
	123 こころと身体の健康対策の推進
3 暮らしを守る	131 犯罪に強いまちづくり
	132 交通安全のまちづくり
	133 消費生活の安全の確保
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保
4 共生の福祉社会	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実
	142 障がい者の自立と共生
	143 支え合いの福祉社会づくり
5 環境を守る持続可能な社会	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 男女共同参画の社会づくり
	213 多文化共生社会づくり
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
2 教育の充実	221 学力の向上 ※基本事業22105 私学教育の振興
	222 地域に開かれた学校づくり
	223 特別支援教育の充実
	224 学校における防災教育・防災対策の推進
3 子どもの育ちと子育て	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
	232 子育て支援策の推進
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 学校スポーツと地域スポーツの推進
	242 競技スポーツの推進
5 地域との連携	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
	254 農山漁村の振興
	255 市町との連携による地域活性化
6 文化と学び	261 文化の振興
	262 生涯学習の振興

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションの促進
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
	322 ものづくり三重の推進
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
	325 新しいエネルギー社会の構築
3 雇用の確保	331 雇用への支援と職業能力開発
	332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重	341 三重県営業本部の展開
	342 観光産業の振興
	343 国際戦略の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通網の整備
	353 快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 市町との連携の強化
	6 広聴広報の充実
	7 IT利活用の推進
	8 公共事業推進の支援

Ⅲ 主要施策

1 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において、大変重要な役割を果たしています。

このため、県では「私立学校の教育環境の充実」と「保護者の経済的負担の軽減」等に関する各種助成を行っています。

2 課題

(1) 長期的な生徒減少期にある私立学校の経営は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を充実していく必要があります。(私立高校〔全日制〕生徒数：平成19年度10,915人 → 平成23年度10,456人、過去5年間で459人〔▲4.2%〕の減少)

(2) 経済情勢の先行きが不透明な中、私立学校に就学する生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減することが求められています。

(3) 私立学校は、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れているため、引き続き、耐震化を促進していく必要があります。学校法人において多大な財政負担を伴うことから、一部の法人において整備が遅れている状況です。(平成23年4月1日現在、公立学校95.6%に対し、私立学校は86.4%と、9.2ポイントの格差)

3 今後の取組方向

(1) 高等学校をはじめとする各私立学校の経常経費については、学校設置者に対して引き続き補助を行っていきます。

(2) 国の高校授業料無償化政策に伴う就学支援金、さらに低所得世帯に対して一定の上乗せ助成を行う県単独の授業料減免制度、入学金減免制度などにより、保護者負担額を軽減しているところです。今年度末で国が就学支援金制度を導入し3年となることから、国の制度見直しの動向を注視していきます。

(3) 私立学校においては、一部の学校法人において校舎等の耐震化が遅れていることから、今年度、「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」を創設し、学校法人による私立学校の耐震化に向けた取組を促していきます。

【参考1】平成24年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕 (対前年比)

私立高等学校等振興補助金	4,689,160千円	99.2%
私立幼稚園振興補助金	1,878,589千円	98.7%
私立特別支援学校振興補助金	149,096千円	99.2%
私立専修学校振興補助金	39,398千円	100.2%
私立外国人学校振興補助金	12,000千円	100.0%
〔新〕私立学校校舎等耐震化整備費補助金	48,752千円	—
私立高等学校等就学支援金	1,828,290千円	104.4%
私立高等学校等授業料減免補助金	70,068千円	103.3%
私立高等学校等入学金補助金	11,425千円	110.4%
その他私学関連予算	138,841千円	88.1%
合計	8,865,619千円	100.5%

【参考2】経常費補助金生徒一人当たり補助単価の比較 (単位：円)

	学校数	H23	H24	対前年比
高校（全日制）	13	315,223	315,585	100.1%
高校（狭域通信制）	2	65,185	65,495	100.5%
中学校	10	301,487	302,933	100.5%
小学校	2	299,887	301,331	100.5%
幼稚園	58	171,339	172,158	100.5%
特別支援学校	1	(高等部) 1,569,400	(高等部) 1,573,300	(高等部) 100.2%
		(小中学部) 1,558,100	(小中学部) 1,561,800	(小中学部) 100.2%
※1 外国人学校	3	3,000～5,000千円	3,000～5,000千円	

(※1 外国人学校のみ、1校当たり補助額、単位千円)

【参考3】三重県の私立高等学校等授業料無償化のスキーム（別表参照）

平成22年度から、国の高校授業料無償化政策がスタートし、家庭の状況に関わりなく、すべての私立高校生等に対して、月額9,900円（年額118,800円）の就学支援金により、授業料が減免されています。さらに、低所得世帯に対しては、9,900円又はその半額の4,950円が減免実施加算されます（平成24年度当初予算額18億2,829万円）。

県としては、この国の制度に上乗せする形で、授業料減免補助金による助成を通じて、年収250万円未満世帯について授業料の実質無償化を図るとともに、年収350万円未満世帯についても、一定の上乗せ助成により、保護者負担を軽減しています。

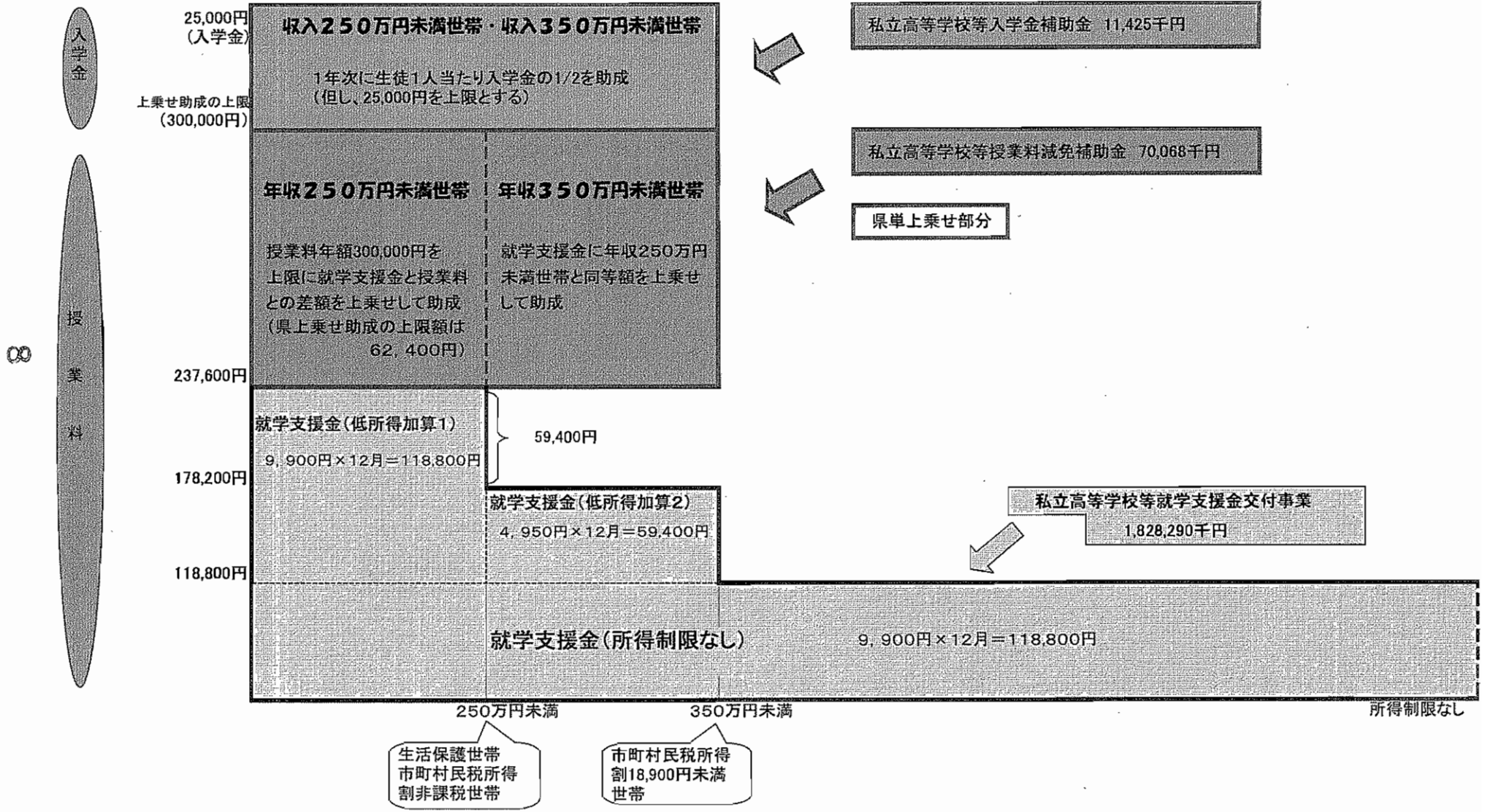
※私立高等学校等就学支援金等の補助単価

平成24年度 対象区分		H24 就学支援金 (月額) 【国制度】	H24【県単】 授業料減免補 助上限単価 (月額)	H24【県単】 入学金補助上 限
私立高 等学 校 等	生活保護世帯	9,900円の2倍 19,800円	5,200円以内	25,000円 以内
	年収250万円未満世帯	9,900円の2倍 19,800円		
	年収350万円未満世帯	9,900円の1.5倍 14,850円		
	失業・倒産等家計急変 世帯	9,900円	15,100円 以内	—
	上記以外の世帯	9,900円	—	—

【参考4】私立学校施設の耐震化率の状況 (単位：％ 平成23年4月1日現在)

	私立学校	公立学校	差
高等学校	86.0	96.6	▲10.6
中学校	100.0	95.2	4.8
小学校	100.0		
幼稚園	86.1	93.3	▲7.2
特別支援学校	0.0	100.0	▲100.0
全体(全校種)	86.4	95.6	▲9.2

私立高等学校等就学支援金制度及び県単上乗せ助成制度について



2 三重の文化・生涯学習振興について

文化振興課

1 現状

県立の図書館、美術館、文化会館等などの「文化と知的探求の拠点」を活用することで、魅力ある学びの場や文化・芸術にふれる機会の充実を図り、県民の皆さんが生涯にわたって学び続けられる社会づくりを進めています。

(1) 文化芸術活動の振興

県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供するため、各分野の文化団体と連携して、県展、県民文化祭、みえ音楽コンクールを「みえ文化芸術祭」として開催するとともに、文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施しています。

また、県内の文化に関する情報収集・発信を進めるとともに、地域のまちかど博物館活動への支援や全国俳句募集等を行っています。

さらに、地域の歴史的・文化的資産に関する情報収集・整理を行い、県の歴史・文化を集大成する「三重県史」の編さんを進めるとともに、歴史的公文書の選別・保存を行い、公文書館機能整備に向けた取組を進めています。

(2) 「文化と知的探求の拠点」機能の充実と連携

生涯学習については、文化振興の基礎となることから、文化振興と一体的にとらえ、総合的な文化施策として展開していくことが効果的であるため、「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、拠点間連携及びさまざまな主体との連携による機能強化の取組を進めています。

連携の具体例として、生涯学習センターのコーディネートにより、各拠点と文化団体、学校が連携して進める、子どもを対象とした文化体験プログラムの開発と実践の取組などがあります。

① 三重県立図書館

「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民への「2つの約束」を掲げ、県の中央図書館として、三重県のすべての地域と三重県に関心がある方々を意識し、提供する資料や情報に新たな価値を付加することとして、課題解決支援、三重県関係資料の充実、県内図書館との連携等の活動を通じて、三重県全体の図書館サービスの向上をめざしています。

② 三重県立博物館

建物の老朽化のため、平成19年10月から展示室を閉鎖していますが、資産の有効活用を図るため移動展を行うとともに、県民との協創による調査研究活動などを行っています。

③ 三重県立美術館

県内や国内外の著名作家の展覧会や作品の収集、三重県ゆかりの美術資料の研究を行うとともに、美術館活動のPRや美術セミナーの開催、学校教育と連携した教育普及活動を行っています。

本年度は、開館30周年を記念して「蕭白ショック！！曾我蕭白と京の画家たち」展（H24.6.2～H24.7.8）と「KATAGAMI Style」展（H24.8.28～H24.10.14）を開催します。

④ 文化会館、生涯学習センター

文化会館では、県の文化発信拠点として芸術性の高い公演や伝統芸能の紹介など県民のニーズに応えた公演のほか、人材育成や他府県施設との連携による公演の企画など幅広い取組を行っています。

また、生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携した「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」を実施するなど、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供に努めています。

⑤ 齋宮歴史博物館と国史跡齋宮跡の保存、活用

継続的かつ計画的な発掘調査を行うとともに、齋宮歴史博物館において、その成果を生かした企画展示や平安時代の文化を体験できる参加型事業を行うなど、齋宮跡の保護と普及・活用に取り組んでいます。

また、国史跡齋宮跡東部整備については、平安時代の齋宮が体感できるよう、平成26年の完成を目指して、本年度は、3棟の復元建物の実施設計および土地造成を行います。

2 課題

- (1) 県民一人ひとりが自ら文化芸術に触れ、学び、成果を高めあう機会や、互いに交流し、活動の裾野を広げる機会をさらに充実させることが必要です。
- (2) 各施設が集積する文化交流ゾーンが、県民にとって何度でも訪れたい場となるためには、集積による利点を最大限に生かして、常に新たな魅力を創出するとともに、その魅力を情報発信していく必要があります。
- (3) 地域の中で発展してきた歴史的・文化的資産等を活用し、県民一人ひとりが地域に対する愛着や誇りを育み、地域の絆を強めていく環境づくりが求められています。

3 今後の取組方向

- (1) 県民が多様な文化芸術にふれ親しむ機会として、各種の公演、講座、企画展など、各拠点が特色を生かした魅力ある事業を継続して展開します。また、地域における文化団体活動を支援するとともに、県民が成果を発表する機会を提供します。
- (2) 総合文化センターと新県立博物館の一体的な利用を促進するため、広場の整備を進めるとともに、各施設が展覧会や移動展示等において連携しながら、文化交流ゾーンの魅力をPRしていきます。
- (3) 地域のさまざまな主体と連携しながら、地域の資産を生かした取組を支援するとともに、国史跡齋宮跡をはじめとする歴史的・文化的資産の調査、保存と活用等を進めます。

3 新県立博物館の整備について

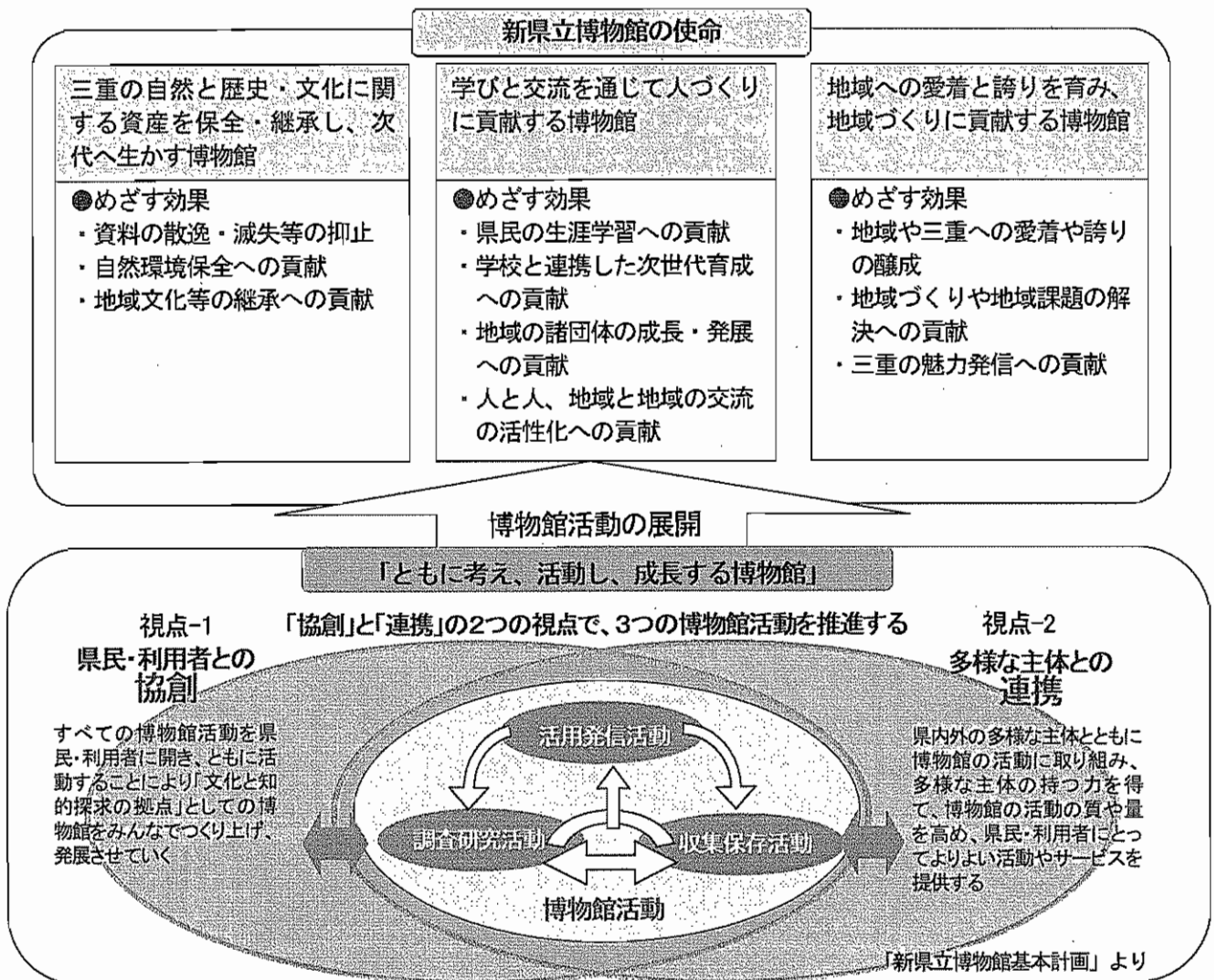
新博物館整備推進プロジェクトチーム

1 現状

新県立博物館の整備については、三重の文化振興についての基本的な考え方のもとで博物館のあり方を検討し、その方向性を明らかにするため、平成 19 年 7 月、生活部で新たな体制を整え検討を開始しました。

その成果として、平成 19 年度には「三重の文化振興方針」及び「新県立博物館基本構想」、平成 20 年度には「新県立博物館基本計画」及び「新県立博物館事業実施方針」を策定しました。さらに、平成 21 年度には、これらを具体化するため多様な試行的・実践的の事業に取り組むとともに、建築設計については平成 22 年 5 月末、展示設計については同年 10 月末にとりまとめました。その後、平成 23 年 1 月に建築工事、同年 10 月に展示製作及び施工に着手しています。

新県立博物館の理念と使命



2 平成 24 年度の取組方向

(1) 活動と運営の内容検討

開館に向けて検討すべき内容と時期を整理した「新県立博物館の活動と運営の方針（仮称）」の項目に沿って、運営主体、開館形態、運営体制など平成 24 年度に決めるべきことをひとつずつ着実に検討し、県議会、みんなで作る博物館会議、経営向上懇話会などで、さまざまな意見をいただきながら決定していきます。

あわせて、新県立博物館整備にかかる「3 方向」と「7 項目」に着実に取り組み、取組状況について県議会にも報告しながら、新県立博物館の活動と運営の中に反映させていきます。

これらについては、年度末に作成する「新県立博物館の活動と運営 V o l . 4」の中で、今年度における検討結果をまとめます。

(博物館づくりに新たに加える 3 つの方向性 (3 方向))

① 三重のアイデンティティをわかりやすく発信する博物館づくり

博物館のもつ資料や情報などを、単に大きさや希少さを競うのではなく、県民が今後生きていくために、三重の何を心に刻めばいいのか、その背景や成り立ち、価値などをストーリーとして、わかりやすく、提示・発信する博物館をめざす。

② “わたしの博物館” づくり

一部の人が利用する博物館ではなく、遠くに住む人にとっても身近で、多くの県民が自分の博物館として日常的に繰り返し利用する博物館づくりを進める。このために、キーワードを「参加・参画」とし、①まず来てもらう、②“博物館ってこんなことができる”ことを知ってもらう、③一人ひとりが共鳴できる接点をたくさん用意する、④一人ひとりが“わたしの博物館”と思える取組と運営を行う。

③ 市町や民間の博物館等を支え、協力・連携して三重を発信する博物館づくり

新博物館は、県内の市町や民間の博物館等との協力・連携のもと、各地の良さを束ねて、さらに大きな独自性へと高め、発信していく役割を果たす。このため、個性ある県内の博物館等の魅力をさらに高め、各館の資料保存や展示活動等の技術的支援、市町に人材がいない専門分野を支援するとともに、これらの館と協力・連携して三重を発信するための体制を構築する。

(新県立博物館を整備する前提となること (7 項目))

- ① 総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費 4 億 5 千万円に対する県費負担について、2 割程度削減すること
- ② 入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること
- ③ 外部有識者による委員会（「経営向上委員会（仮称）」）を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること
- ④ 多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること
- ⑤ 現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと
- ⑥ 自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること
- ⑦ 金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること

(2) 広聴広報の取組

平成 23 年度に作成した広報戦略に基づき、対象や地域を考慮した広報活動を進めるとともに、広く県民の皆さんが新県立博物館に興味を持ち、博物館づくりに参画してもらえるよう、参加型プロジェクトである「MMM (みえ マイ ミュージアム) プロジェクト」を展開します。あわせて、開館後の広報体制確立に向けた基盤づくりを進めます。

(3) 建築及び展示の推進

建築工事については、本体建築工事が平成 25 年 4 月の竣工に向けて仕上げ段階に入るとともに、外構工事に着手します。展示については、展示の施工図の作成、資料の調査、収集、製作等を引き続き行います。

(4) 情報システムの構築

来館者への情報提供や、業務支援、収蔵資料管理などに関する総合的な情報システムを整備します。

(5) 文化交流ゾーン環境整備

新県立博物館前の広場整備を行います。なお、平成 25 年度には、県総合文化センターと新県立博物館をつなぐ連絡ブリッジの施工を予定しています。

3 附帯決議への対応について

平成 22 年度当初予算の承認にあたって、3 点にわたって附帯決議がなされました。このことに留意して、広く広聴広報活動を推進するとともに、県総合文化センターとの連携及び県産材を十分に活用した建物としていく取組を進めます。

(附帯決議の内容)

- ① 新博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、広く県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。
- ② 県総合文化センター等との相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。
- ③ 本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

整備スケジュール

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
施設 整備	建築設計	→ 建築工事		外構工事		開 館
	造成設計	→ 造成工事			引越し 開館準備	
展示	展示設計	→ 展示工事				

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的として、平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」を平成18年3月に改定し、人権施策の体系整備を行うとともに、その推進計画である「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を平成23年3月に策定して、総合的な人権施策の推進に取り組んでいます。

特に、「人権が尊重されるまちづくり」を施策体系の一番目に掲げ、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付くよう啓発活動等を展開するとともに、これらを県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、市町といったさまざまな主体との協働・連携により進めています。

(2) 三重県人権センターの取組

県人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設としてオープンし、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発とともに、各種広報媒体の活用やイベント・講座の開催等、多様な人権啓発事業を展開しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、人材育成を通じて相談体制の充実を図っています。

さらに、市町が設置している隣保館における相談事業や啓発、広報活動、地域交流等の取組に対して、財政的な支援を行っています。

2 課題

(1) 人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会環境の変化に伴い、虐待や自殺の問題、貧困と格差の問題、インターネット上の人権侵害等、新たな課題も発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組んでいけるよう、国や市町をはじめとするさまざまな主体と連携・協働しながら、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 三重県人権センターへ寄せられる人権相談件数は依然として多く、内容は多様化・複雑化しています。このことから、県内各相談機関への人材育成支援や、相談機関相互をつないでいく体制づくりが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と検証

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告するとともに、県ホームページで公表して得られた幅広い意見を、次年度の取組に生かしていきます。また、人権に関する県民意識調査を実施し、施策への活用を図ります。

(2) 人権が尊重されるまちづくりの推進

住民組織、NPO・団体、企業など、地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりが進めていけるよう、研修講師やアドバイザーの派遣等、地域の自主的な取組を支援します。

(3) 効果的な人権教育・啓発の実施

三重県人権センターを拠点として、テレビ・ラジオでのスポット啓発といった「感性に訴える啓発」や、人権ポスター・人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」など、手法を工夫して啓発効果の向上に努めます。

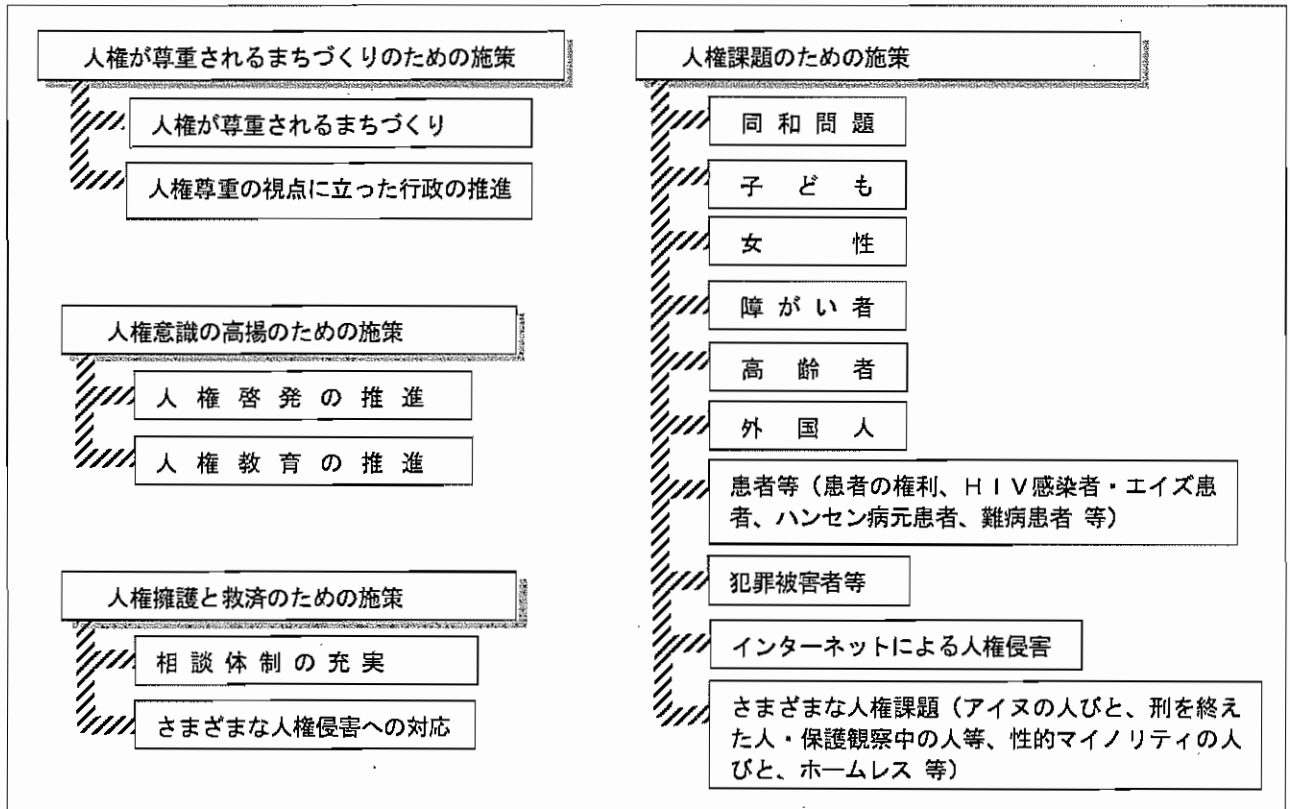
(4) 人権相談の充実と人権侵害への対応

人権相談ネットワークの充実に努めるとともに、各相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員の資質向上を支援します。

また、インターネット上の人権侵害に対応するための「ネットモニター活動」を、各地域で主体的に実践していく指導的な人材を育成していくため、「ネットボランティア養成講座」等を開催します。

【人権施策体系図】

三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）



5 男女共同参画社会の実現に向けた取組について

男女共同参画・NPO課

1 現状

県内における政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、これまでの取組により、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が24.7%となるなど女性の参画は徐々に進んでいます。しかしながら、固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、また、男女の賃金等の格差やM字カーブに関する問題も解消されるにいたっておらず、家事・子育て・介護の多くを女性が担っている状況もみられます。市町においては男女共同参画基本計画等の策定が進み、平成23年度に3町増えて14市9町になり、未策定は6町となりました。

なお、平成23年3月には、社会経済情勢の変化などをふまえ、「第2次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定し、この基本計画を着実に推進するため、平成24年3月に「第一期実施計画」を策定しました。

2 課題

「社会のあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの基本計画の重点事項の達成に向けて、どのように社会の意識を変えていくかが課題です。

そのために、根強く残る固定的な性別役割分担意識を変革し、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、働く場、家庭、地域のそれぞれにおいて、より一層男女共同参画意識の普及を図る必要があります。また、厳しい雇用経済状況の中、引き続き就労をはじめとする女性の社会参画を支援していく必要があります。

(参考)

e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート		
(アンケート期間：平成23年6月23日～平成23年7月11日、回答数：1,128人)		
問 社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。		
平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
13.9%	74.3%	6.0%
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。		
同感する	同感しない	
40.1%	54.8%	

3 今後の取組方向

(1) 基本計画の推進

県の男女共同参画に関する施策の実施状況について、第一期実施計画に記載された事業内容等への取組状況や目標項目の現状値を毎年把握することより進行管理を行い、全庁的に取組を推進します。

(2) 男女共同参画意識の普及

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）を中心に、県民に対するさまざまな学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発を展開し、男女共同参画意識の普及を進めます。

(3) 市町に対する支援等

- ① 市町における男女共同参画基本計画等の策定については、14市9町で策定されています（平成24年4月1日現在）。未策定の6町に対し、条例や基本計画の策定が進むよう働きかけや助言を行うとともに、研修会の開催等について支援を行います。
- ② 地域における男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進サポーター等の人材を養成し、各地域において、市町などと連携・協働しながら、男女共同参画に関する理解の促進や意識の普及などを進めます。

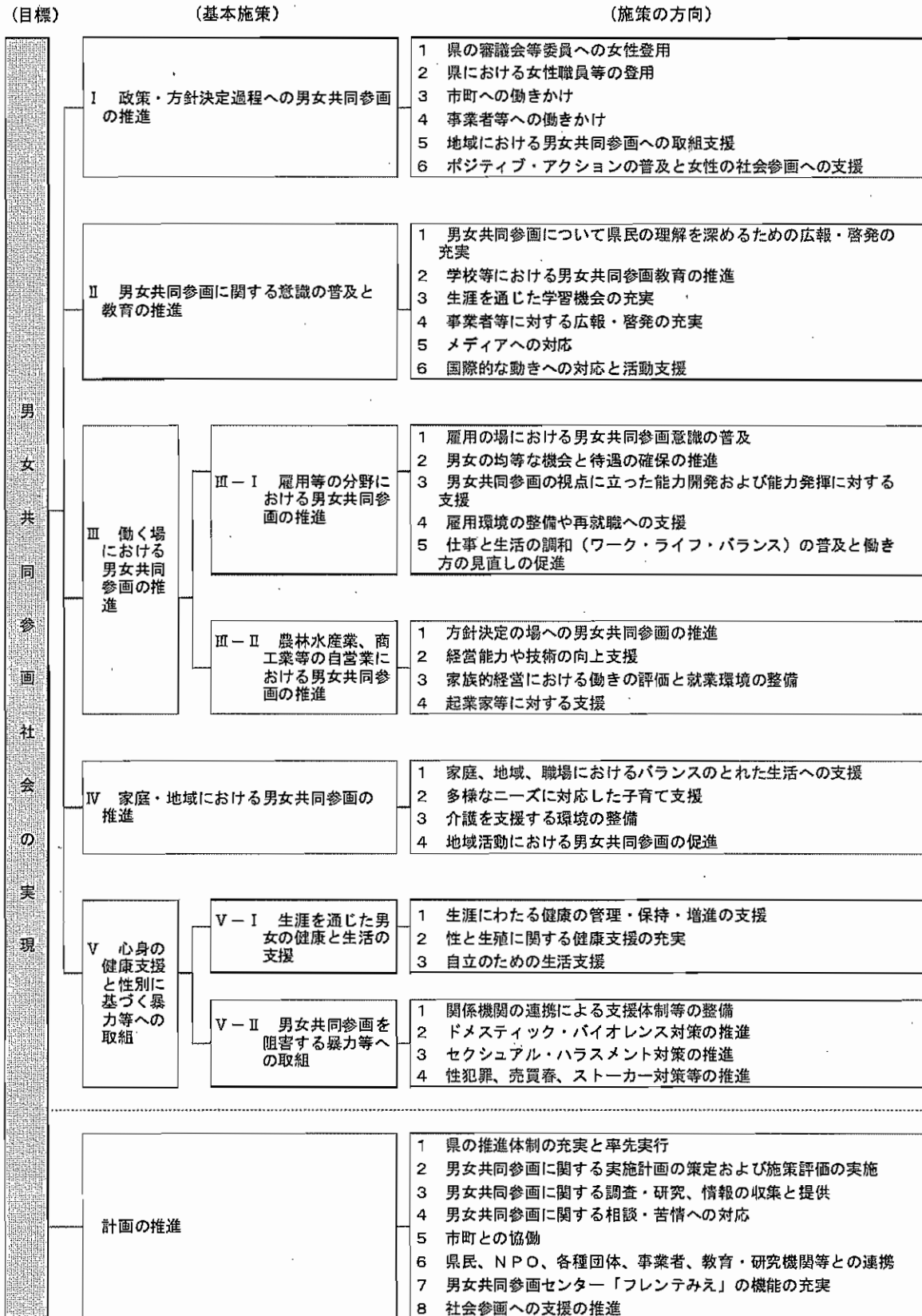
(4) 女性の就労支援

- ① 女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、ハローワークや市町等と連携しながら、県内4か所（津市、四日市市、伊勢市、伊賀市）において、専門の相談員による定期的な就労支援相談を行います。
- ② 希望する企業等に対し、女性の就労継続に関する診断を行い、育児休業制度の活用や育児休業からのスムーズな復帰などについてアドバイスし、女性が就労継続できる環境の整備を促進します。

(5) 女性に対する暴力の防止

女性に対する暴力をなくすため、女性に対する暴力防止セミナー等を開催するとともに、DV予防リーフレットによる啓発や相談窓口一覧の配布を行います。

【参考】「第2次三重県男女共同参画基本計画」の体系



6 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

男女共同参画・NPO課

1 現状

- (1) 平成10年に「特定非営利活動促進法」が制定され、ボランティアや市民活動への社会的関心は高まり、三重県認証のNPO法人数は毎年度増加し、平成23年度には600法人を超えました。しかし、収入規模500万円未満の法人が全法人の約5割（平成23年）を占めるなど、十分な財政力を持つNPO法人が多いとはいえません。

(資料1) NPO法人数推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
認証数	38	43	37	57	58	78	96	55	48	50	50	55	61
解散等数	0	0	1	3	4	5	9	14	19	15	22	19	10
累計	38	81	117	171	225	298	385	426	455	490	518	554	605

(資料2) NPO法人の財政規模（平成23年提出分の事業報告書から）

収入規模	団体数	比率(%)
100万円未満	199	35.8
100万円以上500万円未満	90	16.2
500万円以上1000万円未満	49	8.8
1000万円以上5000万円未満	145	26.1
5000万円以上1億円未満	25	4.5
1億円以上	17	3.1
未確定	31	5.6
合計	556	100.0

- (2) 国の新しい公共支援事業を活用し、NPO法人の活動実態調査、NPOとさまざまな主体が目指す社会の姿を共有する指針（「新しい公共推進指針（仮称）」）の検討、NPO活動に対する資源循環の仕組みづくりなど、NPO活動環境の整備を進めています。
- (3) みえ県民交流センターにおいて、市民活動に関する広報紙の発行、ホームページによる情報の提供、NPOの活動の場や交流機会の提供などを行っています。また、関係機関と連携し、市民活動団体情報の共有化（2,568団体）や情報交流を進めています。
- (4) さまざまな主体が協働しながら地域の諸課題に取り組む事業を推進するモデルとしてNPOからの協働事業等提案募集を行い、県各部局とNPOが協働するきっかけを提供して、実践を通じた協働の理解を促進するとともに、協働の現場で円滑に業務を実施することができるノウハウ等を得るための研修等を実施しています。
- (5) ボランティア関係組織と連携して、「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災や紀伊半島大水害に対し支援活動を実施しました。また、災害ボランティ

ア活動を支援するための基金を設置しました。

2 課題

- (1) NPOは、地域づくりの担い手として、また、社会サービスや雇用の場の提供者としての役割が期待されていますが、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、活動基盤の脆弱さが課題です。そのため、NPOに対する中間支援機能を強化していく必要があります。
- (2) NPOと行政、企業などのさまざまな主体が、お互いの強みを生かし、力を合わせて社会づくりを進めていくことについて、必要性の認識は広まっているものの、支える仕組みや基盤が十分ではなく、実践は進んでいません。
- (3) 企業の社会的責任（CSR）への期待が高まる中、企業でもNPOと連携する取組が検討されていますが、両者が出会うきっかけや場が少なく、具体的な連携・協働につながっていません。
- (4) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動を通じて東日本大震災への支援を、今後も行っていくとともに、災害ボランティア活動を行うさまざまな主体によって形成される広域的な災害ボランティアネットワークを構築していく必要があります。

3 今後の取組方向

- (1) NPOがその力を発揮し、企業や行政などと連携した取組を効果的に推進していくため、長期的にめざす姿を共有する指針を策定します。また、県民や企業等のNPOの活動に対する認知度を高め、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される基盤づくりを行うとともに、NPOの中間支援機能を強化していきます。
- (2) NPOとさまざまな主体が協創を進めていくモデル事業を支援し、協創に対する理解を高め、協創を推進する仕組みを整備していきます。
- (3) NPOと企業の連携・協働に関する実態調査を行うとともに、両者がともに学ぶセミナーを開催することなどにより、両者の交流を促進し、お互いの考え方や特徴を知る機会を創出します。
- (4) 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、平常時から災害に備えたボランティア受入訓練や研修会を実施することなどを通じて、NPO・企業・団体・行政などのさまざまな主体が連携するための広域的なネットワークを構築していきます。

7 多文化共生社会づくりの推進について

多文化共生課

1 現状

三重県の外国人登録者数は、経済情勢の悪化もあり、平成23年末で45,547人と3年連続で減少したものの、県内総人口に占める外国人の比率は約2.4%を占めており、全国的にも高い水準にあります。(平成22年末：全国3位)

こうした状況のもと、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで、安心して共に生きていける多文化共生社会づくりが求められており、平成23年3月に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき、市町やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して多文化共生社会づくりに取り組んできました。

具体的には、県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」を設置し、取組方向や役割などの意識を共有するとともに、市町をはじめとするさまざまな主体と連携して、医療、防災時の外国人支援ボランティアの育成、ホームページでの多言語情報提供や相談窓口の設置、多文化共生の啓発などに取り組んできました。

こうした取組により、さまざまな主体が多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備が着実に進みつつあります。

<平成23年末 国籍別外国人登録者数>

順位	国籍	登録者数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	15,232人	33.4%	▲1,419人	▲8.5%
2	中国	9,553人	21.0%	▲35人	▲0.4%
3	韓国又は朝鮮	5,584人	12.3%	▲205人	▲3.5%
4	フィリピン	5,375人	11.8%	▲68人	▲1.3%
5	ペルー	3,403人	7.5%	▲64人	▲1.8%
その他		6,400人	14.0%	521人	8.9%
	三重県計	45,547人	100%	▲1,270人	▲2.7%

2 課題

外国人登録者数は、経済環境の悪化等の影響から減少傾向にありますが、在留資格別にみると、永住者は増加しており、外国人住民の定住化が進んでいます。

外国人住民の定住化に伴い、教育、防災、医療等さまざまな生活面での問題が顕在化しており、こうした課題解決に引き続き取り組んでいく必要があります。

今後は、外国人住民が地域社会の一員として多様な地域活動に参加・参画する機会を増やしていくことが求められます。

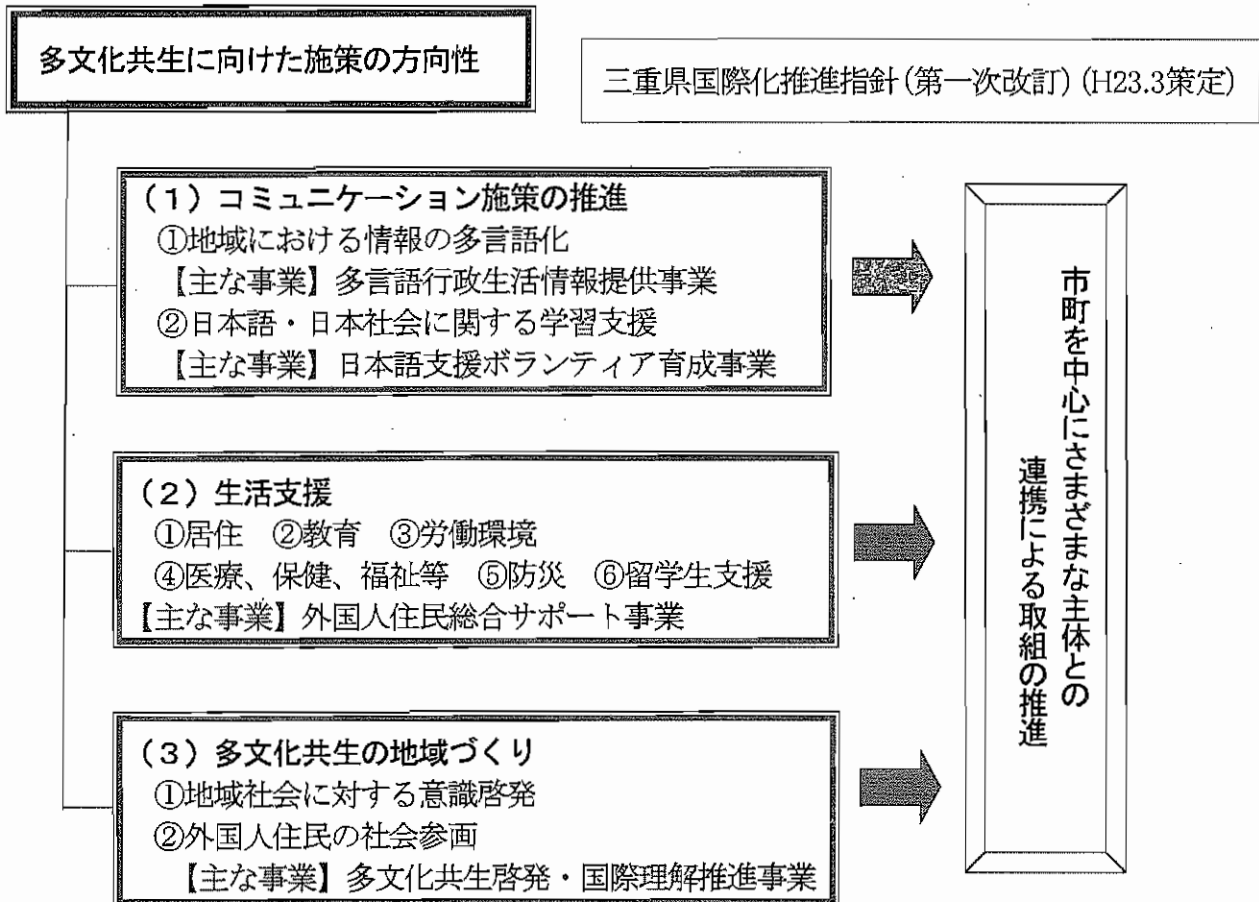
3 今後の取組方向

価値観の違いや文化的背景を互いに理解しあい、外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境を創っていくため、多文化共生イベントをはじめとする啓発活動に取り組みます。

言葉の壁や文化の違いから生じる課題を解決するため、コミュニケーション能力の向上をめざし、日本語指導ボランティアの育成による地域の日本語教室の支援、映像を活用した防災等の生活上必要な情報の多言語での提供、「やさしい日本語」の普及等に取り組みます。

外国人住民が地域社会で安心して暮らせるよう、多言語での相談窓口の設置、医療通訳ボランティアの育成、地域住民と連携した外国人住民向け防災訓練の実施などに取り組みます。こうした取組を通じて、外国人住民が災害時にあっても地域を支える一員として活動できるよう努めます。

外国人住民を含む県民一人ひとり、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体が対等な立場で連携して多文化共生社会を創っていくよう、ネットワークづくりに取り組みます。



8 交通安全対策の推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

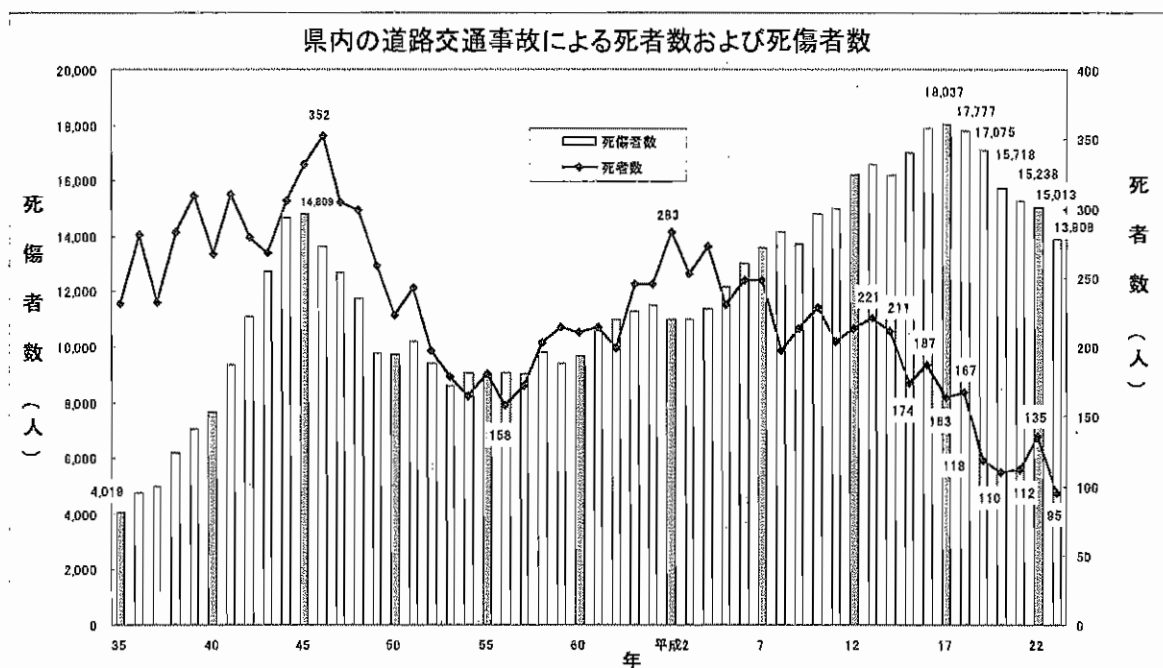
県民一人ひとりが安全・安心を実感できるように、交通事故防止に取り組み、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めています。

- (1) 県内における「交通事故死者数」は長期的には減少傾向の定着化の兆しが見られ、平成 23 年は、統計が残る昭和 29 年以降で最少の死者数（95 人）となり、前年比べて 40 人の大幅な減少となりました。

しかし、平成 20 年以降、65 歳以上の高齢死者数が全死者数の半数以上を占める状況が続いています。

- (2) 県内における「交通事故死傷者数」は平成 17 年をピークに減少を続けています。しかし、1 日当たり約 38 人ももの県民が死傷しており（平成 23 年）、厳しい情勢が続いています。

区 分	第7次交通安全計画			第8次交通安全計画					第9次交通安全計画
	H13年	～	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
総事故件数(件)	66,668		67,227	65,376	62,774	61,793	60,399	63,005	62,436
人身事故件数(件)	12,467		13,441	13,123	12,790	11,886	11,372	11,275	10,420
うち死亡事故(件)	210		159	157	117	109	109	125	89
死者数(人)	221		163	167	118	110	112	135	95
うち高齢者(人)	82		67	70	55	56	65	71	53
(構成率) %	37.1%		41.1%	41.9%	46.6%	50.9%	58.0%	52.6%	55.8%
負傷者数(人)	16,336		17,874	17,610	16,957	15,608	15,126	14,878	13,813
死負傷者数(人)	16,557		18,037	17,777	17,075	15,718	15,238	15,013	13,908
物損事故件数	54,201		53,786	52,253	49,984	49,907	49,027	51,730	52,016
人口10万人当たり死者数7年相対	2		5	2	14	11	10	2	16



2 課題

交通安全対策については、「交通事故死者数」のみならず「交通事故件数」そのものを減らすため、交通ルールを遵守し正しい交通マナーを実践することを習慣づけていただけるよう、さまざまな交通安全教育や広報啓発活動を通じて県民の皆さんに働きかけていく必要があります。

また、高齢社会の進展に伴い、高齢者が交通事故死者数の半数以上を占める状況が続いていることから、より一層、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していくことも必要です。

3 今後の取組方向

交通安全対策としては、「第9次三重県交通安全計画」（計画期間:平成23～27年度）に基づき、市町、警察、関係機関・団体等と連携しながら各種交通安全対策を推進します。

また、三重県交通安全研修センターを活用して参加・体験・実践型の交通安全教育及び交通安全教育指導者の育成・資質向上を図ります。なお、三重県交通安全研修センターの運営については、公開事業仕分けでの意見を踏まえ、アンケート調査の実施、PR方法の工夫など、より一層周知を図り、有効に活用されるよう業務の改善を行っていきます。

さらに、高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教育や啓発活動にも力を入れていきます。

【参考】第9次三重県交通安全計画の目標

- 交通事故死者数を、平成27年までに75人以下にする。
- 交通事故死傷者数を、平成27年までに11,800人以下にする。

9 安全で安心なまちづくりの推進について

交通安全・消費生活課

1 現状

- (1) 県内の刑法犯発生（認知）件数は、平成14年に戦後最高を記録した後は、平成20年まで6年連続で減少を続け、平成21年はわずかに増加したものの、平成22年、平成23年は再び減少となりました。

【刑法犯の認知件数の推移】

(件)

区分	H14年	～	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
刑法犯総数	47,600		25,964	25,348	25,540	23,425	22,215
増減数				-616	192	-2,115	-1,210
増減率				-2.4%	0.8%	-8.3%	-5.2%
重点対象犯罪 ※	12,760		4,171	4,178	4,620	3,824	3,641
増減数				7	442	-796	-183
増減率				0.2%	10.6%	-17.2%	-4.8%

※重点対象犯罪（9類型）

- | | | | |
|--------|---------|--------|----------|
| ○ 自動車盗 | ○ ひったくり | ○ 強姦 | ○ 強制わいせつ |
| ○ 空き巣 | ○ 車上ねらい | ○ 路上強盗 | ○ 略取誘拐 |
| | ○ 忍込み | | |

- (2) 平成16年10月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」を施行し、警察本部や教育委員会等と連携して、各種の広報啓発や人材育成、防犯意識高揚のための講座やフォーラムの開催などの施策を推進しています。
- (3) 平成23年4月から「三重県暴力団排除条例」が施行されたことに伴い、警察本部、教育委員会と連携を図り、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」という体制を構築し、県民等の安全で平穏な生活の確保に取り組んでいます。

2 課題

(1) 防犯対策

県内の自主防犯活動団体数は、平成15年に23団体であったものが、平成23年12月末現在574団体に増加し、各種の防犯活動が地域で実施されています。今後も引き続き防犯意識の醸成を図り、地域住民による主体的な防犯活動が県内全域で活発に展開されていくよう取り組む必要があります。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

「三重県暴力団排除条例」は、県、県民、事業者が一体となって暴力団の排除にあたっていくこととしており、本条例の普及、浸透をはかり、県民の皆さんや事業者には、暴力団排除の重要性について理解を深めていただくことが必要です。

2 今後の取組方向

(1) 防犯対策

犯罪のないまちづくりリーダー養成講座や安全安心まちづくりフォーラムの開催により、自主防犯活動団体の拡充及び充実を図ります。また、自主防犯活動についての先進的な事例を紹介するなど情報提供を行い、地域における防犯意識の醸成を図り、地域住民の主体的な防犯活動を促進します。これらの取組については、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策（平成24年度 県の事業概要）」（別紙）として毎年度とりまとめ、関係部局が連携し総合的に推進していくとともに、県民の皆さん、市町、事業者、関係団体等の意見を聞きながら進めていきます。

(2) 「三重県暴力団排除条例」の浸透

暴力団排除の気運を高めるため、警察本部、教育委員会と連携し、暴力団排除に関する施策を一体となって推進し、必要な広報啓発を行います。また、三重県が設置する公の施設における暴力団の利用の制限を行うため、警察本部等との連絡調整を行います。

「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくりに向けた県の総合的な施策
(平成24年度 県の事業概要)」

I. 推進体制の充実

1. 意見交換による
推進体制の充実

(1) 県民、事業者等との推進会議の開催

2. 連携協力のため
の推進体制の充実

(1) 連携協力のための情報提供の推進
(2) 国及び市町との連絡調整

II. 広報啓発と地域の取組の支援

1. 県民、事業者等
への啓発活動

(1) 犯罪のないまちづくりフォーラムの開催
(2) みえ防犯キャンパスの開催
(3) 県民、事業者等への条例等の周知
(4) 防犯教室・防犯講座への積極的な参画等
(5) 犯罪情報・地域安全情報等の提供

2. 自主的な活動等
に対する支援

(1) 犯罪情報・地域安全情報等の提供（再掲）
(2) 安心して暮らせるまちづくり出前講座
の実施
(3) 犯罪のないまちづくりリーダー養成講座
の実施
(4) 「地域安全マップづくり活動」への支援
(5) 安全安心のまちモデル地区支援事業
の実施

III. 地域の環境づくりの支援

1. 学校、通学路等
における安全の確保

(1) 防犯に関する講習会・研修会の実施
(2) 防犯教育実践事業の実施
(3) 学校安全ボランティア（スクールガード）
の充実
(4) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」
の整備促進
(5) 児童等の安全の確保に関する啓発

2. 安全・安心につ
ながる道路、住まい、
まちづくり

(1) 犯罪の防止に配慮した指針の周知
(2) 犯罪の防止に配慮した道路等の整備
(3) 防犯に配慮した住まいづくりの促進
(4) 犯罪に強いまちづくりの推進

10 消費生活の安全の確保について

交通安全・消費生活課

1 現状

規制緩和や高齢社会、高度情報通信社会の進展などにより、商品やサービス、商取引の多様化、複雑化が進み、県民の消費活動を取りまく環境は大きく変化しています。国においては、平成21年9月に消費者庁を設置し、消費者を主役とする行政の推進とともに、地方消費者行政の強化に向けて取組を進めています。

県では、三重県消費者行政活性化基金を活用し、市町と連携・協働しながら、消費生活相談窓口の体制の充実など県内の消費者行政の推進に取り組んでいます。

消費生活センターへの相談件数は減少傾向にあります。インターネットや携帯電話での架空請求・不当請求は依然として多く、また悪質商法の手口の巧妙化等により、60歳以上の方の相談件数が増えています。

2 課題

(1) 県消費者生活センターの機能強化

消費生活センターは、県内の消費生活相談の中核センターとして、専門的、広域的なトラブルに対応し、消費者事故等に関する情報収集や立入調査等の対応を行うとともに、市町の取組を支援できるよう、さらに機能強化をはかる必要があります。

(2) 消費者啓発・消費者教育の充実

悪質商法の手口が巧妙化し、消費者トラブルが多様化、複雑化していることから、消費者団体、事業者団体、市町等と連携・協働しながら、消費者への情報提供を行うとともに、高齢者を中心とするあらゆる世代において、消費者啓発や消費者教育を充実する必要があります。

(3) 悪質な商取引への対応

悪質な商取引については、県内市町との連携を強化するとともに、国、警察等関係機関、近隣の府県等と情報の共有化を進め、必要な連携を図りながら、法執行に取り組む必要があります。

(4) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

消費者安全法により、市町における消費生活相談対応が義務付けられました。現在、四日市市ほか12市5町で消費生活相談員による相談対応が行われていますが、県民が最も身近な相談窓口として安心して相談できるよう、県内すべての市町において相談体制の充実・強化をはかることが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 県消費生活センターの機能強化

消費生活センターでは、消費生活相談員の資質向上や弁護士など専門家の活用等を進め、より高度で専門的な知識が必要とされる相談対応や、市町の相談員等への技術的支援を行います。また、県内の消費者事故情報等を一元的に集約し、市町や関係機関へ情報提供を行うとともに、「三重県消費者行政推進会議」を活用し、庁内の関係部局と連携を深め、消費者事故等情報を迅速に把握し、消費者庁へ通知します。

(2) 消費者啓発・消費者教育の充実

消費者、事業者、行政等が一体となって消費者啓発等に取り組む「みえ・くらしのネットワーク」を中心に、消費者月間（5月）中の啓発キャンペーンや12月のシンポジウム、高齢者に対する啓発、研修会等に連携・協働して取り組んでいきます。

(3) 悪質な商取引への対応

関係機関と連携を強化するとともに、「東海悪質事業者対策会議」等により近隣府県と連携・協働しながら厳正な事業者指導に努めます。

(4) 市町における消費生活相談体制の充実・強化

市町における消費者行政の取組を促進するため、三重県消費者行政活性化基金の活用について、引き続き積極的に働きかけるとともに、広域的連携による相談体制の充実に向けて支援を行います。

(参考)

1 三重県消費生活センターにおける相談受付件数 (件)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
受付件数	8,023	7,500	6,543	6,734	6,179	5,218
対前年増減	▲ 1,844	▲ 523	▲ 957	191	▲555	▲961
増減率	▲ 18.7%	▲ 6.5%	▲ 12.8%	2.9%	▲8.2%	▲15.5%
60歳以上の相談	1,364	1,146	1,205	1,438	1,430	1,274
全体に占める割合	19.9%	17.3%	20.1%	23.3%	24.9%	26.3%

※ 60歳以上の相談件数及び割合は、問合せ等を除く。

[平成23年度相談件数上位3位]

- 1位 出会い系サイト使用料金等の不当請求・架空請求
- 2位 多重債務やヤミ金融
- 3位 工事・建築 (外壁工事や屋根工事)

2 三重県消費者行政活性化基金

(1) 概要

国（消費者庁）から交付された地方消費者行政活性化交付金（※）により、平成21年3月31日、三重県消費者行政活性化基金を造成した。平成22年2月、住民生活に光をそそぐ交付金から積み増しを行っている。

県・市町は、基金を活用して、消費者行政の活性化に向けた様々な事業（消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業）を展開している。

※ 地方消費者行政活性化交付金

消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、地方公共団体の消費者行政活性化の取組を支援し、地域の消費者の安心を確保しようとするもの。

(2) 積立額 360,590,000円

(3) 運用期間 平成21～24年度（4年間）